

# 第1問 答案用紙<1> (監査論)

## 問題1

経営者が評価するリスクは、組織目標の達成を阻害する要因を指すが、それは組織の事業活動を支援する内部統制の4つの目的、すなわち業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産保全といった目的の達成を阻害するリスクを言う。他方、監査人が評価しなければならない「事業上のリスク」は、企業目的の達成や戦略の遂行に悪影響を及ぼし得る重大な状況、事象及び行動の有無に起因するリスク、又は不適切な企業目的及び戦略の設定に起因するリスクのうち、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事業上のリスクである。よって、財務報告の信頼性に影響するリスクのみを指す点で経営者が評価するリスクよりも範囲は狭い。

## 問題2

財務諸表における重要な虚偽の表示は、経営者の関与等から生ずる可能性が相対的に高くなってきている。しかし、従来のリスク・アプローチでは、財務諸表項目における固有リスクと統制リスクの評価、及びこれらと発見リスクの水準の決定との対応関係に重点が置かれていたことから、監査人は自らの関心を、財務諸表項目に狭めてしまう傾向や、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因の検討が不十分になる傾向があり、広く財務諸表全体における重要な虚偽の表示を看過しないための対応が必要と考えられたため。そこで、「財務諸表全体レベル」と「アサーション・レベル」とで評価することが要求されることとなった。

# 第1問 答案用紙<2>

## (監査論)

### 問題3

監査役等は、独立した立場から、内部統制の整備及び運用を監視、検証する責任と役割を有していることから、監査役等に内部統制の重要な不備を書面により報告することは、当該事項の重要性を反映し、監査役等が内部統制の監視責任を果たすのに役立つ。また、内部統制上の重要な不備によって、統制リスクが増大し、その結果、財務諸表の重要な虚偽表示リスクが増大する。よって、監査役等とのコミュニケーションを通じ、経営者に対し適時に是正措置を講じるよう促すことで、内部統制の有効性が確保され、財務諸表の重要な虚偽表示リスクを軽減させることができる。また、監査役等とのコミュニケーションは、監査人が、内部統制に依拠せず実証手続を実施する上で、当該実証手続の種類、時期及び範囲を決定するために有用な情報を入手できる点で、財務諸表監査上の意義がある。

### 問題4

他の実証手続を実施することで、より確かな心証が得られると監査人が判断する場合でも、当該他の実証手続を実施するべきではないと考える。現行のリスク・アプローチの観点からは監査に費やす時間や人員は有限であるとする監査資源の制約上の問題により、重要な虚偽表示が生じる可能性の高い事項に重点的に人員や時間を充て、重要な虚偽表示が生じる可能性が低い事項には、簡便な監査手続を実施し監査の効率性を図ることが要求される。よって、本問では、ある財務諸表項目について、リスク評価手続及び運用評価手続を実施した結果、分析的手続を実施するのみで十分かつ適切な監査証拠が得られると監査人が判断したのであるから、当該財務諸表項目は、重要な虚偽表示が生じる可能性の低い項目と考えられ、簡便な監査手続で十分であり、それに加えて他の実証手続を実施することは、監査の効率性を害する。よって他の実証手続を実施するべきではないと考える

## 第2問 答案用紙<1> (監査論)

### 問題1

#### 問1

国際監査基準について、すべての基準を必須手続とそれ以外の手続に明確に区分することなどを内容とする明瞭性プロジェクトが完了した。我が国でも、国際会計基準に基づく財務諸表を適切に監査するためには、国際監査基準との整合性を高める必要があり、我が国の監査基準と改正後の国際監査基準との間に生じた差異を調整するため、国際監査基準において求められている記載内容を踏まえて、それぞれの記載区分における記載内容を整理した。

#### 問2

財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること、及び財務諸表の作成責任は経営者にあることが、監査報告書における経営者の責任の区分に記載される。当該記載により、財務諸表の作成責任は経営者にあり、監査人は財務諸表に対して意見を表明する責任を有する、といった二重責任の原則がより明確化され、両者の責任が区分されていることについて、財務諸表利用者の適切な注意喚起を促すものとなるため経営者の責任の区分が設けられたのである。

### 問題2

#### 問1

非上場の債券は、市場価格がなく、かつ時価を合理的に算定できない債券に該当する。当該債券の回収は、発行者からの償還又は第三者への売却により行われ、債権と同様に、信用リスクの増大に伴って損失の認識が必要になるところから、信用リスクに応じた償還不能見積高の算定を行う。具体的には、金融商品会計基準において、時価のない債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずるとされているところから、貸倒見積高に準じて会計処理することとなる。

よって、監査人は、当該債券の発行会社の財政状態を確かめるために、当該非上場会社の直近の財務諸表を入手・閲覧し、会社が算定した信用リスクに応じた償還不能見積高の金額が適切であるかどうか、会社担当者及び経営者への質問等を通じて、その評価の妥当性を検証する。

## 第2問 答案用紙<2> (監査論)

### 問2

本問の重要な非上場の債券に関連する会計処理に関して、十分な情報が得られないことは、重要な監査手続を実施できず、監査範囲の制約にあたる。しかし、本問の債券及び未収利息の合計額は10,800百万円であり、総資産の3%程度にすぎない。よって、当該事象の財務諸表に対する影響が、重要ではあるが広範ではなく、財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したため。

### 問3

訂正後の財務諸表に対し必要な監査手続を実施し、訂正後の財務諸表に対する監査報告書を提出しなければならない。また当該監査報告書日までに発生した後発事象を検討するとともに監査報告書には、当該訂正に関する事項についての追記を行う。

### 問題3

#### 問1

関係会社I社の株式の譲渡取引は、期末日後以降に発生しており、B株式会社の事業再編のために行われた取引であることから、翌期の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものとして重要な開示後発事象に該当する。よって、当該事項は、連結財務諸表利用者が当該連結財務諸表を理解する基礎として重要であり、当該事項を強調して利用者の注意を喚起する必要があると、監査人が判断したため。

#### 問2

経営者に、財務諸表に影響を及ぼす可能性のある後発事象が発生したかどうかについて質問し、期末日後に取締役会等が開催されている場合は、その議事録を閲覧する。また、株式譲渡契約書を閲覧するとともに、可能な場合は、会社の翌年度の直近の月次財務諸表を通読する。その後、当該後発事象が財務諸表に適切に注記されているか否かを判断し、財務諸表の修正又開示が要求されるすべての事象が、適切に修正又は開示されていることについての記載を経営者確認書に求める。